

# 平成19年度第2回熊本県環境影響評価審査会

## 議事概要（八木運送処分場分）

### 1 日時

平成19年10月30日（火）午前9時から正午まで

### 2 場所

熊本県庁行政棟新館2階多目的AV会議室

### 3 出席者

#### （1）熊本県環境影響評価審査会

北園会長、板楠委員、河上委員、古賀委員、高添委員、寺崎委員、中野委員、矢野委員、渡邊委員（13人中9人出席）

#### （2）事務局（熊本県環境生活部環境政策課）

坂本課長、福留審議員、内東主幹、東参事、工藤参事、竹田参事

#### （3）事業者等

株式会社八木運送代表取締役社長八木衛 外7人

#### （4）傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者1社

### 4 議題

「株式会社八木運送植木安定型最終処分場拡張事業」環境影響評価準備書について

### 5 議事概要

「株式会社八木運送植木安定型最終処分場拡張事業」環境影響評価準備書について事務局（環境政策課）から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明。

事業者（株式会社八木運送及び委託先である株式会社環境と開発）から、準備書についての説明が行われた。主な質疑等については、以下のとおり。

#### 【事業内容に関して】

委員

8頁に廃酸というのがでてくるが、これは何か。

事業者

8頁の表ですが、破碎の欄にある廃油、廃酸は、その下の選別（手選別）の中の品目となるもので、こちらの記載ミス。内容としては、具体的に言うとバッテリー関係とかになる。家の解体をすると、家から

は出てこないにしても、住んでいたときに、車から外したバッテリーを車庫に置きっぱなしにして家を出られることがあり、そのような場合、解体業者としても、どうしても置きっぱなしにするわけにはいかないので、一緒に持って来たりすることがある。そういうものを仮置きするように、手選別ということで、品目上入っているが、基本的にはバッテリーだと思っていただければよい。

委員 そうすると、処理品目の中の廃油、廃酸が手選別ということか。

事業者 そういうことになる。

委員 南側の細い谷と南側の斜面との間には最終的には深い谷が残るということか。

事業者 実は、こちらの斜面も一緒に、堰堤を作る際、一番堰堤長が短くて済む方法ということでやるが、以前、方法書の段階では、こちらまで堰堤を入れる予定だった。ところが、こちらの斜面の部分もある程度買収は済んでいるのだが、一部行方不明の方の土地があったり、また、こちらに道があるのだが、これは、一部分が法定外国有財産である里道であったり、あるいは、こちらの山の方とこちらの農地の方が半分ずつ出し合われた道が残っている。それを逆にうまく活用して下の段と上の段との連絡通路になるように今回拡幅することもあって、この部分は委員の指摘のとおり、こちらの斜面とこちらの斜面がV字形に残るということになる。その間には管理できる道路が入るということになる。

委員 円弧滑り防止のための地盤改良というのは、具体的にはどういうことなのか。

事業者 石灰系の地盤改良、固めて補強する工法で今のところ考えている。具体的には今後土質のサンプル等試験を踏まえ、行っていきたいと考えている。

委員 最終覆土の厚さは、この図から読むと1.2mとなるのか。

事業者 この段の高さ5mを越え余った高さが1.2mあるが、この処分場の覆土そのものは1mを考えている。

委員 厚さ1mの根拠はあるのか。

事業者	廃棄物処理法の基準では最終覆土は50cmとなっている。熊本県の要綱では1mとなっているので、それから来ている。
委員	この拡張計画と国道バイパスの計画とは、前後関係はどのようになっていたのか。計画地の形がそれに影響されているように思われるが。
事業者	国道植木バイパスは、基本的には路線ラインは検討してある。それと、工区になるが、今用地買収をされて、実際供用開始される第一工区というのが、この処分場の北側の交差点から以北の部分に当たり、それが一番最初の段階で、それ以降のこの処分場に該当する部分も含めた部分についてはまだ時期的なものがはっきりしていない。埋立の段階からすると、ちょうど4～5段目に入る頃、こちらの道路が始まるのではなかろうかと考えている。
委員	道路の計画があることも念頭に置いて、この計画というか図面を引かれていると思うが、何か心配というのではないのか。
事業者	今のところ、国土交通省の計画部局とも、打ち合わせをしながら話を進めている。前回、方法書の段階では、この部分は重複するということでも、バイパスがずっと後になるということで、こちらの土地が盛り上がった後ぐらいから、実施されるのではないかと考え、基本的にはここを全部含めて計画していた。しかしながら、道路計画がある以上、こちら八木運送という道路には御利益を被っている企業なので、なるべく国土交通省に協力したいと思い、こちらの用地は、バイパスの計画にかかりそうところは外しておこうということでやっている。国土交通省の方も、こちらに法面ができていたにしても、工法はいろいろあるし、特別こちらに処分場があるからということで、支障があるとは思っていないということで、法律上もどうしなさいこうしなさいということもないということだった。
委員	法面はどのようになるのか。緑化するのか。
事業者	基本的には法面を緑化する予定である。ただ、法面は、1mとって1.8m水平距離を行くという勾配の状態なので、樹木とかは植えにくい。基本的には草類での緑化となる。木を植える途中で、やはり法面が倒れやすくなったり、崩れやすくなったりするので、主に表面の流出、砂が洗い出さないような形で保護する状態になる。もっと緩やかであれば、樹木も植えられると思うが。
委員	堰堤の泥の量と切土の量は覆土を含めて間に合うのか。それと堰堤を

作るときの切土の段取りは、全部切土してそれを一旦どこかに置いて堰堤を作るのか、それとも堰堤を作りながら切土をするのか。

事業者 基本的には、堰堤を作るのに土がいるので、それと埋立層は容器の中には何も無いのが理想なので、そこに少し小山があるという状態なので、その泥を切りながら堰堤を作っていくということになる。それと、廃棄物を埋め立てる途中であっても、その日廃棄物を埋め立てた終了過程で即日覆土の部分に使ったりする予定である。(切土の量は)他から搬入せずに大体賄えるくらいか、逆に若干余るくらいの量だと思っている。

委員 堰堤に草を植えるとのことだが、具体的にはどのような草を植える計画か。

事業者 今のところ、吹き付ける種子とかまでは考えていないが、ウィーピンググラスとかが一般的に植えられているのではないかと思う。既存埋め立て地の斜面も、最初、法面が上がっていく段階では、一般的に販売されているようなもので種子の吹きつけを行っているが、実際は、一期過ぎると周りに生えているものの種子が飛んできて、ほぼ周りと同じようなものが生えてくるといった状況になっている。よって、その辺りはどちらかという自然に任せて進めていくという形になる。

委員 法面の緑化については今言われたけれども、360頁では違った風に書いてあるのではないか。樹木を植えると。そして、播種も現地の樹種を用いることとなっているから、話が食い違わないか。環境保全措置のところになる。

事業者 まず、播種に関しては、今回調査もしているので、当然周りの樹木、樹種をみながら播種する計画である。中低木に関しては、ここで可能な限りという言葉を使わせていただいているのは、おそらく、この法面の面には難しい。ただ、一部、小段を広めに取るところがあり、埋め立てている途中で施工上何かあったときの法面の補修等のために少し広めに取っている段があるが、こういう段については、埋立上がってこの小段を特別補修等のために使わなくなってくれば、そういう中低木関係とかを検討していきたいということでそういう記載をさせていただいている。

委員 それでは知事意見に対する事業者見解のところでは、先ほどの植木バイパスの関係もあって樹木の植栽は行わないとなっていることとど

うなるのか。

事業者 確かに記載の統一感がないのかなというのはあるが、基本的にはここに関しては中低木は植えられない状態なので植えないと。ただ、小段等はできるだけことはしていきたいという意味になる。

委員 草原というのは、結局生態系は遷移していく。鳥がどんどん種をまいて木が生える。だから、木を植えないということは、その後、法面を維持管理のために、しょっちゅう木を切るのかということになってくる。その記述も必要になってくる。木が生えないということはありません。私も実験しているが、4～5年立てばすぐ木は生えてくる。鳥がしょっちゅう種をまいているわけだから。生態系というか遷移の問題を全く無視している。それはないだろうと思う。だから遷移を防止するためにこういう手を打ちますよと。阿蘇の野焼きみたいに草切りますよと書いておかないと誤解を招く。木は生える。

事業者 今いただいた御意見を含めてこのメンテナンスを含めてどういう形をとっていくかということについては、記述を改めたいと思う。

委員 記述については考慮願いたい。

#### 【環境影響評価に関して】

委員 208 頁に建設工事に伴う騒音の予測結果があり、この予測式を見ると、この SPL の 0 というのは音源の騒音レベルと書いてあるが、音源の騒音レベルとは何なのか。

事業者 パワーレベルとなる。

委員 そうなると、パワーレベルに基づいて予測を行ってあるので、表の 7 2 - 8 には騒音の予測結果とあるが、これはエネルギー平均の値となるのか。

事業者 そうなる。

委員 そうすると、その右に規制基準とあるのは、これは 85 dB。これは  $L_5$  となる。そうすると、予測しているのはエネルギーレベルで、対象とする評価の基準値としては、 $L_5$  すなわち統計値となる。比較するものが全く違うのではないのか。これらを比較しても全く意味はないのではないのか。

事業者 206 頁にある各出典からの数字が、今、音響パワーレベル  $SPL_0$  としているが、これは多分  $SPL_0$  ではなくて、厳密には  $L_5$  の数字が載っていて、それを使っているんで、そうなってくると 208 頁の式が  $SPL_0$  ではなくて、別の音源の騒音レベルにしてマイナス 8 を抜かないといけないとか、予測自体はその辺をそろえてやっているんで、206 頁と 208 頁の式及びその調査結果を、今ご指摘いただいたとおり、比べられるものに統一しなければいけないのかなと。

委員 206 頁の音響パワーレベル。こんなところに  $L_5$  の値とか出ているのですか。  $L_5$  の値だといったいどのレベルの  $L_5$  の値なのかということが問題になってくる。こういうところに出典してあるのは、パワーレベルではないかと思うが、要するに平均的なエネルギーとなるもの。だから確認をお願いしたい。もしこれが  $L_5$  なら、どういう  $L_5$  のレベルにするのかがまた問題になってくる。パワーレベルの段階で。通常は平均的なパワーの値だと思うが、これでも整合がとれないと思う。だからこういう表現は止めていただかないとまずいと思う。

それから、215 頁の防音対策についてだが、植生というか、樹木による減衰が、4 ないし 8 dB となっているが、植生によっても異なると思うので、ここの現場の植生で等価なものであるのかどうか。密集していれば遮音は大きいですが、スカスカであれば、ほとんど遮音性はないということになる。その森林騒音試験場の方のデータがどういうふうなデータに基づいて実施してあるのか。しかし、この辺りで一応 6 dB と算定されているが、この辺りも結構微妙に利いてくるのではないかと。それから、218 頁だが、評価と環境保全措置というのが取られているが、環境保全措置を講じた場合、予測はできないのか。例えば、騒音レベルが高い場合には防音シートを設置することだが、防音シートの遮音効果がどのくらいあるのかとか、これはデータがあるわけだろうから。そういうのをイメージしてもらえばいいが。それから 221 頁。基準値との整合性ということで、結局ここでは、環境基準を満たすように対策を講じるということか。

事業者 環境基準については、こちら国道 3 号という場所になるので、事業者が対策をとって環境基準を達成できるものであるとは考えていない。事業者としてできることとしてこういうことをしていくということ。

委員 振動の方だが、230 頁のこの式に基づいて予測をしているが、これは一体何を求めているのか。先ほどの騒音と同じだが、エネルギーに

基づくレベルを求めているのか。基準値はLv10とすると、これはエネルギーに基づく振動レベルであれば、これを照合して基準値を満たしている云々というのは意味を成さないと思うので、その辺りを一応確認していただきたい。要するに予測されている値と基準値としての値が違うものであれば、こういうことをしても意味がない。同じものでなければ予測してそれを評価することはできないはずなので。

委員 235 頁のLの字に上がっているところの土地の必要性が分からない。将来道路が通るところではないか。

事業者 これは単純に土地の筆の形の関係で区域に入っているだけ。ここには観測用の井戸も設置されている。ここにバイパスが通れば、設置し直さなくてはいけない。これは、今現在の処分場の段階で既に用地取得していた部分。用地は山の斜面になっているが、今回の計画では触らないエリアになっている。

委員 記述の統一をして欲しい。48 頁、61 頁、95 頁、この辺で阿蘇の火砕流の堆積物の呼び名の記号が普通の算用数字が使われているところと時計文字が使われているところがある。一応 48 頁の使い方が現在の使い方なので統一してもらいたい。それと、柱状図を見せてもらったが、少し断面図の修正をした方がよいのではないかと指摘したのでそれもお願います。それと、地点5のところには井戸があるが、例えば235 頁、5 番の場所か、その近くに現在使われている井戸がある。あれについては全く触れられていないが、例えば浅い水はあそこの下に水を受ける地層があるのであそこで出ているので、モニタリングなどするときには大変使いやすいものではないか。むしろ逆に言うが使われているからこそモニタリングすべきかもしれない。残すという話だったと思うので、その辺のどこかに記述があった方がよい気がする。

委員 70 頁のd)の昆虫類のところには既存文献資料により選定したとあるが、具体的には何であるのか。

事業者 68 頁の資料に何種類かの資料があるがそれをベースに抽出している。

委員 調査区域だが、できればこういう地図を書かれるときは改変区域をわかるように色違いで区切ると分かり易い。

事業者 区域線を入れさせていただく。

委員 現況の写真があるが図面と違う箇所がある。312 頁だがはっきり分かるのが、図面には段々畑があるが、写真にはない。航空写真と図面は一致させておかないと読む方が誤解を起こす。

事業者 動植物関係で使っている図面は植木町で出されている 2500 分の 1 を使っている。地図が発行されたときの現況なので、この位置だけでなくこの周りも若干変わっているところもある。航空写真は現状に近い写真が入っている。図面もこちらで作っているものは書き換えている。動植物調査を行ったのも、方法書を出してすぐの時期に行ったので、造成する前の植木町の図面が使われている。

委員 読む方は分かりにくいので工夫して欲しい。それと、先ほどの緑化と絡むが、法面はかえて木を植えてグリーンベルトにしてももらえないかという気がする。結局、動物の移動を分断してしまう。出来る限りグリーンベルトにしてもらうと動物が移動しやすい。そうすると個体群が分断せずに済む。そういうことを考えてもらいたい。

事業者 了解した。

委員 313 頁だが植物の名前について尋ねたい。こういう和名については何を基準にしたのか。

事業者 環境省で出された植物目録をベースとしてやっている。

委員 ヤイトバナという形で載っているのか。ヘクソカズラという名前だと思うが。

事業者 ヘクソカズラという名前では目録に載っていなかったと思うが、もう一度改めて確認する。

委員 259 頁の絵で地下水の流動方向の話があったが、私も説明を聞いていて思ったが、変な方向に向くときというのは、近くで大量に水を汲み上げているとかそういう情報は見ておく必要があるのではないか。特にここの北東側にトラックステーションがある。こういうところは井戸を持っていて、この時期だと大量に汲み上げることがあるかもしれないので、その辺は周辺の揚水量との関係も見ておいた方が説明が付くかもしれない。

事業者 了解した。周辺も調べてみる。



委員	348 頁に事後調査計画を作られている。例えば、騒音に関しては予測値と実測値が合うかどうかをチェックする必要がある。これは是非やってデータとして残してもらいたい。これは報告としてまとめるのか。
事業者	知事及び市町村長に報告する。
委員	現在建設作業騒音の測定評価方法の見直し等を環境省の方で行っているが、その際に、今までとの整合性を考えて、予測値と実測値との対応関係が重要になってくると思う。こういうコンサルの方でやられるデータを蓄積していただいて音響学会等学術の方にも貢献していただきたい。
委員	179 頁ですが、動物の調査期間のところに陸生動物には虫類が入っていないが、これは両生類及びは虫類ということか。
事業者	そのとおり。
委員	それと期間だが、秋の調査というのはどういうふうにしたのか。種類によっては秋しか出ないというものもあるが。
事業者	方法書段階である程度調査して、本来の調査の時期とか種目を絞った形で調査を今後実施するという事で方法書を提出し、方法書段階での県知事意見を踏まえて、追加の調査及び種類と時期を少し足している。その時に秋については 8 月末に行った調査結果を踏まえて時期の割愛をしたところ。
委員	179 頁に「また、それぞれの秋の調査は、平成 15 年 8 月の既存調査結果で代替した」とあるが、あまり意味がないのではないか。
事業者	動物の方の記載漏れであり、植物の方の時期に、動物の調査も行っている。182 頁にある概略調査時に 11 月も追加調査しており、この 11 月にも動物が入っているもので、この植物にある時期も動物に書き足す必要がある。記述のミスで、11 月にも調査を行っている。
委員	堰堤を作っていくときに円弧滑りが問題となるので安定処理をすということだが、これは石灰系ということではよしいか。
事業者	最終的には土木との協議の結果になるが、今予定しているのは、改

良であれば石灰系、石膏系のものを混ぜて改良する。これについては今までもいくつか試験をしてきているが、実際やるときは試験をして強度が出るか確認して行う。もしダメな場合、基本的には砂利系統の置き換えということになるが、そこについては試験結果を見ながら土木と協議して改良にするのか置き換えにするのかを決めることになる。

委員 火山灰系の部分は時々問題になるが、六価クロムが、石灰とかセメントを使うと出てくる。押さえるには高炉スラグを使うと押さえられるので、その辺も試験するときは検討をお願いします。

委員 340 頁、341 頁の自然との触れ合い活動の場の地図に関して要望がある。先日現地調査に行ったときに、湧き水、水神様の場所はやはりこの地図に入れておいてもらいたい。水質の問題にも関連するし、何かあれば、普通通りすがりの人でも異変が感じられる場所に、大変貴重な湧き水があるのではないかと考えている。

委員 19 頁に円弧滑り防止のための置き換えの工事があるが、この部分の地質はボーリングの柱状図の記載から見るとかなり強風化した火山灰質なものであり、あまり強度が期待できない地質ではないかと思われる。したがって、検討の際に、例えばここでは 2 m の厚さで考えてあるがそれについての妥当性についても、下の部分の地盤の物性をちゃんと捉えるということをやっておいた方がよいと思う。ボーリング 1 本打てばとれるし、そんなに深くなくても大丈夫だと思う。すぐ風化した火山灰に当たると思うので。物性を押さえておかないとこれだけではうまくいかない可能性もある。

事業者 指摘のとおり検討したい。

委員 276 頁、個体の字が間違っているので訂正しておいて欲しい。

事業者 了解した。

委員 後はよろしいか。それでは、後は紙に書いて出していただくということで、午前中の審議は終了する。

以上

配付資料

会議次第

「株式会社八木運送植木安定型最終処分場拡張事業」に関する環境影響評価  
手続き等について

今回のアセス案件に係る意見照会